



うるま市子育て世帯応援給付金

# 新生児を対象に (児童一人につき) 10万円を給付します。

申請期限 **4月30日迄**  
(当日消印有効)



新生児の誕生を迎えた子育て世帯に対し、迅速な経済的支援および切れ目のない子育て支援を目的として、うるま市新生児子育て世帯応援給付金事業を実施しています。

**対象児童** 令和3年4月1日～令和4年3月31日までに出生した子

**申請・受給対象者** 給付対象児を養育し、同居している父母等で、申請日において本市に住民登録のある方。

令和4年4月1日以降に申請する場合は、給付対象児、申請・受給権者ともに令和4年3月31日時点で本市に住民登録がなければなりません。

**申請方法** 書類をこども未来課へ郵送または窓口にて提出。

- ① うるま市新生児子育て世帯応援給付金申請書兼請求書
- ② 申請者の本人確認書類の写し  
(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等の写し)
- ③ 申請者の振込先口座番号の確認できるものの写し  
(通帳またはキャッシュカード等の写し)
- ④ 給付対象児の母子健康手帳の写し (出生届け出証があるページ)
- ⑤ うるま市新生児子育て世帯応援給付金受給に伴う誓約書兼同意書  
(申請者本人が署名したもの)



### 書類の配布

- ・令和3年11月15日時点で、住民登録されている申請・受給権者には申請書を送付しています。
- ・住民登録された申請・受給権者には、こども未来課窓口にて配布します。
- ・令和3年11月15日までに出生届を提出している方で、書類が届いていない方は、こども未来課までご連絡ください。

お問合せ こども未来課 ☎989-5313

申請はお済み  
ですか？

# (ひとり親世帯以外・ひとり親世帯共通) 低所得の子育て世帯へ5万円

低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給しています。受給要件等については、市公式ホームページをご確認ください。

**対象児童** 平成15年4月2日(特別児童扶養手当の対象児童は、平成13年4月2日)から令和4年2月28日までに出生した児童

**申請期限** **2月28日(月)まで**(当日消印有効)

お問合せ 児童家庭課 ☎923-4075 (給付金担当)

ひとり親世帯  
以外分



ひとり  
親世帯分



子育て世帯への臨時特別給付金

# 18歳以下のお子様がいる世帯へ (児童一人につき) 10万円を支給します。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子育て世帯を支援する観点から、給付金の支給を行っています。

**対象児童** 平成15年4月2日～令和4年3月31日生まれ

- ① 令和3年9月分の児童手当(特例給付を除く)支給対象児童
- ② 令和3年9月30日時点で高校生等(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の児童  
※生年月日が期間内であれば、高等学校等に在籍していることは必要ありません。ただし、婚姻している場合は対象外となります。
- ③ 令和4年3月31日までに生まれた児童手当(特例給付を除く)支給対象児童(新生児)

**申請が必要な方** 郵送または児童家庭課窓口で申請してください。

- ① 令和3年9月30日時点で高校生等(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の児童のみを養育している保護者
- ② 所属庁から児童手当(特例給付を除く)を受給している公務員
- ③ 令和3年12月1日から令和4年3月31日までに生まれた児童手当(特例給付を除く)支給対象児童(新生児)の保護者  
※保護者の所得が児童手当(特例給付を除く)の支給対象となる金額と同等未満の場合に給付金の対象となります。詳細はうるま市役所ホームページをご覧ください。  
※①と②の方は令和3年9月30日時点の住所地市町村で申請になります。  
※③の方は児童が出生した時点の住所地市町村で申請になります。

**申請書については、令和3年12月27日に送付しています。**

市ホームページまたは児童家庭課窓口でも配布しております。

**申請場所** うるま市児童家庭課(本庁舎東棟2階)

郵送または、直接窓口でご提出ください。  
住所:〒904-2292 うるま市みどり町一丁目1番1号

**申請期限** **3月10日(木)** ※郵送の場合は必着

午前8時30分～午後5時15分(土日・祝日を除く)  
※新生児の申請期限については、決まり次第、市ホームページ等でお知らせします。



### 申請が不必要な方

令和3年9月分の児童手当の受給者(特例給付及び公務員を除く)の方は「プッシュ型」による支給のため、原則として申請は不要です。対象の方へは令和3年12月24日と令和4年1月20日に5万円ずつ児童手当指定口座へ振込済みです。

お問合せ 児童家庭課 ☎923-4075